

第2章 老人医療費助成制度 (法番号41) (大阪府単独)

◇目的

老人に対し医療費を助成することにより、健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

◇制度の概要

1. 実施主体

大阪府内各市町村

2. 対象者

(年齢等) 65歳以上70歳未満の者。ただし、老健法対象者を除く。

(所得制限) 市町村民税非課税世帯に属する者。ただし、昭和8年10月31日以前生まれの者、結核予防法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療を受けている者並びに特定疾患を有する者については次の所得制限を適用する。

① 医保本人

老齢福祉年金の所得制限準用

② 医保本人以外

2人世帯収入額 380万円未満

上記①②とも扶養義務者の所得に制限はない。

(適用除外) 次の者は本制度の対象外である。

① 生活保護法による被保護者

② 老人保健法の受給者

③ 知的障害者福祉法又は児童福祉法による被措置者

④ 被用者保険各法による附加的給付を受ける者(ただし、被用者保険本人のみ)。

②

3. 開始時期

医療は、65歳の誕生日の属する月の初日から開始される。

4. 助成する医療費の範囲

健康保険法の規定に基づく自己負担金から老人保健法に規定する一部負担金相当額を控除した額。

5. 一部負担金

(1) 外来の場合

① 定額制の医療機関

月4回を限度に1日につき800円を徴収する。

なお、受診時、次の点数であれば、外来時一部負担金は800円未満となるので、その実額を徴収する。

2割負担	医保本人	} 397点以下
	ⓐ 本人	
3割負担	国保	} 264点以下
	ⓑ 家族 医保家族	

老人医療 医療証 (受給のつど健康保険証と 同時に提出してください)	
負担者番号	4 1 2 7 0
対象者番号	
対象者	居住地 大阪府
	氏名
生年月日	昭和 年 月 日 男・女
有効期間	平成 年 月 日から
	平成 年 月 日まで
発行機関名 及び印	大阪府
交付年月日	平成 年 月 日

この証は、大阪府以外では使えません。

※上記

1円

明細

入す

② 定

老

を上

(2)入院の

月額

の1割

一部負

を持参

を24,600

◎本制度

として、

度があ

に対し

交付さ

3章を

◇取扱いのま

1. 受給資料

対象者に

れるので、

人医療証に

お、老人医

ある。

他府県発

府県で独自

大阪府下では

窓口では自

を発行する

町村の窓口

を受ける。

2. 点数表の

本助成制